

金沢市事業承継円滑化補助金 申請要領

1. 制度概要

(1) 目的

市内中小企業者・小規模企業者の事業承継に対して、県の支援制度に市が独自に上乗せして支援する。

(2) 補助対象者

譲渡側：金沢市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者で、事業の譲渡をする者

譲受側：市内中小企業者の当該事業を譲り受ける者（事業を引き継ぐ創業予定者、法人、個人事業主、親族、従業員等）で、引き続き市内で当該事業を営む者

※市税を完納していること

※県の事業承継円滑化補助金の額の確定通知を受けていること

(3) 補助対象経費

①親族内又は従業員承継に係る専門家活用経費

②第三者承継に係る専門家活用経費

区 分	経 費
①親族内又は従業員承継に係る専門家活用経費	・代表者変更等に伴う登記委託費用 ・課題分析の委託料 ・事業承継計画の策定委託料 ・譲渡契約書作成費用 ・株式等の相続税・贈与税の申告書類作成費用 ・定款変更等の登記費用 ・動産・不動産の登記に係る書類作成費用 ・不動産鑑定費用 ・許認可等の申請に係る費用 等
②第三者承継に係る専門家活用経費	・初期診断委託料 ・課題分析の委託料 ・事業承継計画の策定委託料 ・企業価値の算出委託料 ・譲渡契約書作成費用 ・株式等の相続税・贈与税の申告書類作成費用 ・定款変更等の登記費用 ・動産・不動産の登記に係る書類作成費用 ・不動産鑑定費用 ・許認可等の申請に係る費用 ・下記 FA・M&A 仲介費用等 ▶ マッチングの登録手数料 ▶ アドバイザリー契約にかかる仲介手数料（着手金、中間報酬、成功報酬）等

(4) 補助率等

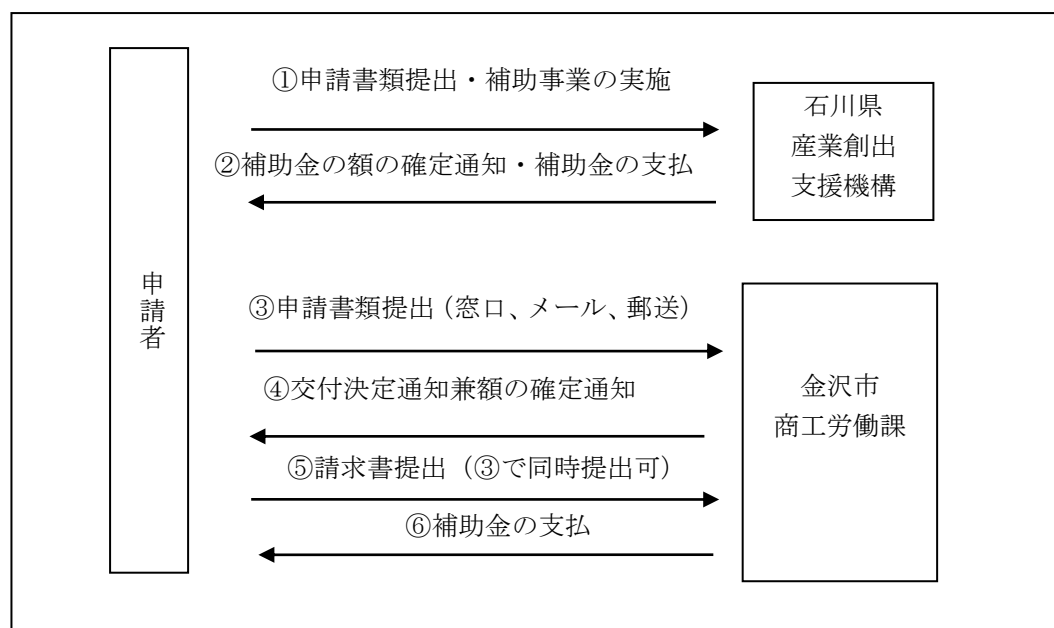
中小企業者 1 / 4 (県市計 : 3 / 4)

小規模企業者 1 / 6 (県市計 : 5 / 6)

限度額 25万円 ※1万円未満の端数は切り捨て

2. 申請の手続き

申請フロー図



③ 補助金の交付申請 (R9.3.31 (水) 必着)

補助金交付申請書(実績報告書) および**以下の必要書類**を金沢市に提出ください。

○補助金交付申請書(実績報告書)

区 分	注 意 事 項 等
補助申請額	石川県に申請した補助対象経費総額に1 / 4 (中小企業者) または1 / 6 (小規模事業者) を乗じた額 (1万円未満の端数は切り捨て) を記入する。
補助事業実施時期	専門家に依頼し、業務が完了するまでの時期を記入する。

○補助金交付申請書別紙（実績報告書）

区 分	注 意 事 項 等
補助事業の収支予算 （収支決算書）	【収入の部】 県・市補助金、自己資金の合計額を記入する。 【支出の部】 ①親族内又は従業員承継に係る専門家活用経費②第三者承継に係る専門家活用経費に該当する経費の合計額をそれぞれ記入する。

- 「石川県事業承継円滑化補助金」の額の確定通知書写し
- 石川県に申請した経費や補助率がわかる書類
（経費明細書、補助金計算書など）
- 市税滞納状況調査同意書
- 誓約書（譲渡側と譲受側で様式が異なります）
- 本社又は主たる事業所の所在地がわかる書類（譲渡側のみ）
- ※履歴事項全部証明書、開業届出書の写し、確定申告書の写しのいずれか
- 請求書（市様式）

④補助金交付決定兼額の確定通知（市→申請者）

申請書類等により補助金の額の確定後、「金沢市事業承継円滑化補助金交付決定及び額の確定通知書」により通知する。

⑤ 請求書の提出（R9.3.31（水）必着）

交付申請時に提出していない場合、請求書を金沢市に提出ください。

区 分	注 意 事 項 等
請求書	振込口座等必要事項を記入し、提出する。

⑥ 補助金の支払い（市→申請者）

申請者からの**請求書**により、団体が指定した口座に振り込み（概ね1か月後）。

[問合せ先] 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市経済局商工労働課 商業振興係
 Tel : 076-220-2193 Fax : 076-260-7191
 Mail : syoukou@city.kanazawa.lg.jp